

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の特例)</p> <p>第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に<u>係る</u>事項については、前条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、<u>都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</u></p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 有料公園施設の<u>利用時間及び利用単位</u>は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設の利用時間又は利用単位を変更することができる。ただし、指定管理者が利用時間又は利用単位を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>有料公園施設を休みとする日は、別表第4に定めるとおりとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設を休みとする日を変更し、又は臨時に</u></p>	<p>(許可の特例)</p> <p>第4条 法第6条第1項<u>または</u>第3項の許可を受けた者は、当該許可に<u>かかる</u>事項については、前条第1項<u>または</u>第2項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(利用の禁止<u>または</u>制限)</p> <p>第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合、<u>または</u>都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては<u>都市公園を保全し、またはその利用者の危険を防止するため区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、または制限することができる。</u></p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 有料公園施設の<u>利用時間等</u>は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>有料公園施設の休館日又は休場日は、別表第4に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、有料公園施設のうち駐車場（以下「駐車場」という。）にあっては、休場日を定めない。</u></p>

定めることができる。ただし、指定管理者が当該休みとする日を変更し、又は臨時に定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(修景施設の入園料)

第8条 有料公園施設のうち修景施設内の開花の時期等を勘案して市長が別に定める期間において、当該修景施設を利用する者は、別表第5に定める入園料(当該修景施設を指定管理者が管理する場合にあっては、同表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める入園料。以下「入園料」という。)を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により入園料を納付した者は、入園券の交付を受けることにより、入園の承認を受けたものとする。
- 3 市長又は指定管理者は、規則で定めるところにより、入園料を減額し、又は免除することができる。
- 4 市長は、第1項の修景施設を指定管理者に管理させるときは、当該修景施設に係る入園料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(駐車料金)

第8条の2 有料公園施設のうち駐車場(以下「駐車場」という。)を利用する者は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、市長が別に定める方法により支払わなければならない。

2 略

- 3 前項の規定にかかわらず、市立公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金(大型自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車をいう。第15条及び別表第5において同じ。))に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める

(修景施設の入園料)

第8条 有料公園施設のうち修景施設を利用する者は、別表第5に定める入園料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する入園料を納付した者は、入園券の交付を受けることにより、入園の承認を受けたものとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、入園料を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金)

第8条の2 駐車場を利用する者は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、市長が別に定める方法により支払わなければならない。

2 略

- 3 前項の規定にかかわらず、市立公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金(大型自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第5において同じ。))に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定

額とすることができる。

(1)～(3)略

4 略

5 前条第3項及び第4項の規定は、駐車料金について準用する。

(駐車料金の不徴収)

第8条の3 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を徴収しない。

(1)～(3)略

第8条の4 略

める額とすることができる。

(1)～(3)略

4 略

5 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が駐車料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。

6 駐車場が設置されている市立公園を指定管理者が管理する場合にあっては、市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(駐車料金の不徴収)

第8条の3 市長 (駐車場が設置されている市立公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第17条の2第1項において同じ。) は、次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を徴収しない。

(1)～(3)略

第8条の4 略

(利用時間等の変更)

第14条 第7条第2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設の利用時間又は利用単位を変更することができる。ただし、指定管理者が利用時間又は利用単位を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

(休館日等の変更)

第15条 第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設のうち別表第3の3の表に掲げる運動施設及び別表第3の4の表に掲げる会議室等(以下「運動施設等」という。)並びに駐車場の休館日若しくは休場日(以下この条において「休館日等」という。)を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定

(利用の手続等)

第14条 有料公園施設のうち別表第3の3の表に掲げる運動施設及び別表第3の4の表に掲げる会議室等(以下「運動施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2・3 略

第15条 大型自動車を駐車して駐車場を利用しようとする者は、市長又は指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 略

(専用利用の取扱いをしない日等)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て、運動施設等について専用利用の取扱いをしない日及び時間を指定することができる。

(利用承認の取消し等)

第17条 指定管理者は、第14条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第14条第2項の条件に違反したとき。

(3)～(5) 略

2 略

第18条 前条の規定は、第15条第1項の規定により利用の承認を受けた者について準用する。

(利用料金)

第21条 略

2・3 略

めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(専用利用の取扱いをしない日等)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て、運動施設等について専用利用の取扱いをしない日及び時間を指定することができる。

(利用の手続等)

第17条 運動施設等を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2・3 略

第17条の2 大型自動車を駐車して駐車場を利用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 略

(利用承認の取消し等)

第18条 指定管理者は、第17条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第17条第2項の条件に違反したとき。

(3)～(5) 略

2 略

第18条の2 前条の規定は、第17条の2第1項の規定により利用の承認を受けた者について準用する。

(利用料金)

第21条 略

2・3 略

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 略

(利用券の発行)

第22条 指定管理者は、別表第5の3の表に規定する個人利用の場合に限り、回数利用券及び年間利用券を発行することができる。

(使用料等の不還付)

第23条 既納の第3条第4項の使用料、入園料、駐車料金及び利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(行為の制限)

第24条 利用者は、第14条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第25条 略

(施設等の変更の禁止)

第26条 略

(原状回復の義務)

第27条 利用者は、利用を終了したとき、又は第17条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(施設等の管理の特例)

第28条 指定管理者が指定されていない施設等の管理は、市長が行うものとする。この場合において、第14条、第16条、第17条、第22条及び第26条の規定の適用については、第14条、第17条、第22条及び第26条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは「市長は」とする。

4 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。

5 略

第22条 削除

(利用券の発行)

第23条 指定管理者は、個人利用の場合に限り、回数利用券及び年間利用券を発行することができる。

(使用料等の不還付)

第24条 既納の第3条第4項の使用料、駐車料金及び利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(行為の制限)

第25条 利用者は、第17条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第26条 略

(施設等の変更の禁止)

第27条 略

(原状回復の義務)

第28条 利用者は、利用を終了したとき、又は第18条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、別表第5の3の表から5の表までに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

3 第21条第3項及び第4項並びに第23条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、第21条第3項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第3（第7条関係）

1 修景施設

有料公園施設の名称	利用時間
町田ぼたん園	午前8時30分から午後4時まで

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（施設等の管理の特例）

2 指定管理者が指定されていない施設等の管理は、市長が行うものとする。この場合において、第16条、第17条、第18条及び第27条の規定の適用については、第16条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第17条、第18条及び第27条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 前項の場合において、市長は、別表第5の3の表から5の表までに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

4 第21条第1項、第3項及び第4項本文、第23条並びに第24条の規定は、前項の使用料について準用する。

別表第3（第7条関係）

1 修景施設

有料公園施設の名称	利用時間
町田ぼたん園	午前8時30分から午後4時まで（有料開園期間）

備考 「有料開園期間」とは、市長が別に定

2～4 略

別表第4（第7条関係）

有料公園施設の名称	休みとする日
略	略
町田ぼたん園 略	1月1日から同月 3日まで及び12 月29日から同月 31日まで

別表第5（第8条、第8条の2、第21条関係）

1 修景施設

略

2～5 略

めるぼたんの開花期間をいう。

2～4 略

別表第4（第7条関係）

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略
略	1月1日から同月 3日まで及び12 月29日から同月 31日まで

別表第5（第8条、第8条の2、第21条関係）

1 修景施設

略

備考 別表第3に定める有料開園期間以外の期間の入園料は、無料とする。

2～5 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。